

# 暴風警報・大雨警報(特別警報を含む)の発表及び 地震発生の措置と学校の授業について

## 1 暴風警報・大雨警報(特別警報を含む)について (和歌山市または和歌山県全域に発表の場合)

### (1) 登校前に警報発表中のとき

- 1 暴風警報または大雨警報が発表されているときは、警報が解除されるまでお子様を自宅で待機させてください。
- 2 その他の警報または注意報の場合は平常通り授業があります。ただし、洪水や浸水のおそれのある場合は、**保護者で十分考慮(待機)**してください。

### (2) 時間による措置

- 1 午前7時現在(7時ちょうどを含む)の気象情報で暴風警報または大雨警報発表中の場合は、自宅待機とします。
- 2 午前10時現在(10時ちょうどを含む)の気象情報で暴風警報または大雨警報発表中の場合は、臨時休業とします。ただし、午前中のみ授業日の場合には午前9時30分(9時30分ちょうどを含む)とします。
- 3 午前10時までに警報が解除された場合には、解除された時点より1時間30分後をめどに授業を行います。あわてず安全確認をした上で登校させてください。

### (3) 警報が解除された場合

- \* (2)の3にしたがって登校させてください。
- 次のような時は登校させなくて結構です。早急にその旨を担当までご連絡ください。
- 1 各家庭・地域の被害状況から見て保護者の方が登校困難と判断されたとき。
- 2 通学路の事情からみて保護者の方が登校困難と判断されたとき。

### (4) 授業中に左記の警報が発表されたとき

状況を十分把握して直ちに下校の処置をとりますが、状況によっては風雨の小康を待って安全が確保できるまで学校に留め置くことがあります。

特別警報が発表された場合は、学校待機となります。

## 2. 地震発生について

震度5弱以上の地震が発生した場合、危険が予測されるため原則として臨時休業にします。

## 3. その他

ラジオ・テレビの報道により和歌山市中学校に対し、特別措置が発表されたときは、その指示に従ってください。

## 4. 備考

- 1 暴風警報または大雨警報(特別警報も含む)発表中の場合、原則として学校から連絡しません。
- 2 特に連絡の必要のある場合は、学級担任より連絡をさせていただきます。
- 3 学校のことで**気象台や交通防災センター等に電話で問い合わせをしない**ようにしてください。
- 4 部活動は、警報時(特別警報も含む)中止。